

# 第 6 4 期 決 算 公 告

2023年6月27日

長野県松本市渚2丁目9番38号



株式会社 長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )         |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 現 金 預 け 金           | 76,829    | 預 金                     | 1,080,441 |
| 現 金                 | 11,231    | 当 座 預 金                 | 53,852    |
| 預 け 金               | 65,598    | 普 通 預 金                 | 471,524   |
| 金 銭 の 信 託           | 953       | 貯 蓄 預 金                 | 11,981    |
| 有 価 証 券             | 336,003   | 通 知 預 金                 | 4,403     |
| 国 債                 | 20,829    | 定 期 預 金                 | 531,196   |
| 地 方 債               | 81,037    | 定 期 積 金                 | 5,918     |
| 社 債                 | 41,760    | そ の 他 の 預 金             | 1,564     |
| 株 式                 | 15,389    | 借 用 金                   | 1,210     |
| そ の 他 の 証 券         | 176,985   | 借 入 金                   | 1,210     |
| 貸 出 金               | 695,082   | 外 国 為 替                 | 0         |
| 割 引 手 形 付           | 3,024     | 未 払 外 国 為 替             | 0         |
| 手 形 貸 付             | 26,378    | そ の 他 負 債               | 5,525     |
| 証 書 貸 付             | 606,564   | 未 払 法 人 税 等             | 159       |
| 当 座 貸 越             | 59,114    | 未 払 費 用                 | 216       |
| 外 国 為 替             | 4,751     | 前 受 収 益                 | 227       |
| 外 国 他 店 預 け         | 4,737     | 従 業 員 預 り 金             | 278       |
| 取 立 外 国 為 替         | 14        | 給 付 補 て ん 備 金           | 0         |
| そ の 他 資 産           | 6,774     | 金 融 派 生 商 品             | 2         |
| 前 払 費 用             | 46        | リ ー ス 債 務               | 702       |
| 未 収 収 益             | 789       | 資 産 除 去 債 務             | 95        |
| 先 物 取 引 差 入 証 拠 金   | 346       | そ の 他 の 負 債             | 3,843     |
| 金 融 派 生 商 品         | 0         | 賞 与 引 当 金               | 336       |
| そ の 他 の 資 産         | 5,592     | 退 職 給 付 引 当 金           | 418       |
| 有 形 固 定 資 産         | 8,430     | 役 員 株 式 給 付 引 当 金       | 82        |
| 建 物                 | 2,096     | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金   | 92        |
| 土 地                 | 5,394     | 偶 発 損 失 引 当 金           | 105       |
| リ ー ス 資 産           | 569       | 支 払 承 諾                 | 1,409     |
| 建 設 仮 勘 定           | 47        | 負 債 の 部 合 計             | 1,089,622 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 322       | ( 純 資 産 の 部 )           |           |
| 無 形 固 定 資 産         | 572       | 資 本 金                   | 13,017    |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 333       | 資 本 剰 余 金               | 9,681     |
| リ ー ス 資 産           | 20        | 資 本 準 備 金               | 9,681     |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 217       | 利 益 剰 余 金               | 24,577    |
| 前 払 年 金 費 用 産       | 740       | 利 益 準 備 金               | 3,426     |
| 繰 延 税 金 資 産         | 2,528     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 21,150    |
| 支 払 承 諾 見 返 金       | 1,409     | 別 途 積 立 金               | 5,997     |
| 貸 倒 引 当 金           | Δ 6,193   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 15,153    |
| 資 産 の 部 合 計         | 1,127,883 | 自 己 株 式                 | Δ 584     |
|                     |           | 株 主 資 本 合 計             | 46,690    |
|                     |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | Δ 8,430   |
|                     |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | Δ 8,430   |
|                     |           | 新 株 予 約 権               | 1         |
|                     |           | 純 資 産 の 部 合 計           | 38,261    |
|                     |           | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 1,127,883 |

損益計算書 ( 2022 年4月 1日から  
2023 年3月 31 日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          |        | 金 額    |
|--------------|--------|--------|
| 経常収益         |        | 15,844 |
| 資金運用収益       | 11,032 |        |
| 貸出金利息        | 7,546  |        |
| 有価証券利息配当金    | 3,370  |        |
| コールローン利息     | 4      |        |
| 預け金利息        | 105    |        |
| その他の受入利息     | 4      |        |
| 役員取引等収益      | 2,437  |        |
| 受入為替手数料      | 389    |        |
| その他の役員収益     | 2,048  |        |
| その他の業務収益     | 1,322  |        |
| 国債等債券売却益     | 1,322  |        |
| 金融派生商品収益     | 0      |        |
| その他の経常収益     | 1,052  |        |
| 償却債権取立益      | 0      |        |
| 株式等売却益       | 737    |        |
| その他の経常収益     | 314    |        |
| 経常費用         | 14,349 |        |
| 資金調達費用       | 157    |        |
| 預金利息         | 114    |        |
| コールマネー利息     | 0      |        |
| その他の支払利息     | 42     |        |
| 役員取引等費用      | 1,508  |        |
| 支払為替手数料      | 49     |        |
| その他の役員費用     | 1,458  |        |
| その他の業務費用     | 2,164  |        |
| 外国為替売買損      | 163    |        |
| 国債等債権売却損     | 2,001  |        |
| 営業経常費用       | 9,620  |        |
| その他の経常費用     | 899    |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 293    |        |
| 株式等売却損       | 249    |        |
| 株式等償却損       | 169    |        |
| 金銭の信託運用損     | 7      |        |
| その他の経常費用     | 178    |        |
| 経常利益         |        | 1,495  |
| 特別利益         |        | 2      |
| 固定資産処分益      | 2      |        |
| 特別損失         |        | 1      |
| 固定資産処分損失     | 1      |        |
| 減損損失         | 0      |        |
| 税引前当期純利益     |        | 1,495  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 498    |        |
| 法人税等調整額      | △ 59   |        |
| 法人税等合計       |        | 438    |
| 当期純利益        |        | 1,057  |

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- （1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- （2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      10年～50年

その他      2年～20年

- （2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- （3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

- （1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施

しております。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### 為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行は、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行の経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

#### （1）当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金            6,193 百万円

#### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①金額の算出方法

重要な会計方針「6. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載のとおりです。

##### ②金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き 1 年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

##### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度 77 百万円、39,500 株であります。

### (完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023 年 1 月 20 日開催の取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を 2023 年 6 月 1 日、株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両行は、2023 年 1 月 20 日付で、株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）及び経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

### (1) 本件株式交換の相手会社についての事項

イ 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2022 年 9 月 30 日現在)

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 商号     | 株式会社八十二銀行                     |
| 本店の所在地 | 長野県長野市大字中御所字岡田178番地 8         |
| 代表者の氏名 | 取締役頭取 松下 正樹                   |
| 資本金の額  | 522億円                         |
| 純資産の額  | 8,515億円（連結）、7,725億円（単体）       |
| 総資産の額  | 11兆8,340億円（連結）、11兆7,599億円（単体） |
| 事業の内容  | 銀行業                           |

ロ 最近 3 年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

| 決算期             | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 経常収益            | 163,637  | 152,604  | 151,349  |
| 経常利益            | 33,447   | 32,147   | 38,047   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 22,077   | 22,384   | 26,667   |

(単体)

(単位：百万円)

| 決算期   | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 経常収益  | 123,004  | 111,588  | 111,915  |
| 経常利益  | 28,021   | 26,152   | 31,365   |
| 当期純利益 | 19,562   | 18,517   | 22,396   |

(2) 本件株式交換の目的

両行は対等の精神で本件株式交換により本経営統合を行うことを前提とし、早期融和を実現するとともに、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供します。

(3) 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

イ 本件株式交換の方法

八十二銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本件株式交換は、八十二銀行については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定であり、また、当行については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において承認されております。

ロ 本件株式交換に係る割当の内容

|                      | 八十二銀行<br>(株式交換完全親会社)        | 長野銀行<br>(株式交換完全子会社) |
|----------------------|-----------------------------|---------------------|
| 本件株式交換に係る<br>割当比率    | 1                           | 2.54                |
| 本件株式交換により<br>交付する株式数 | 八十二銀行の普通株式：22,664,539 株（予定） |                     |

(注 1) 株式の割当比率算定の概要

本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、八十二銀行は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、当行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、八十二銀行の普通株式については、八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

大和証券は、八十二銀行については八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM 法による算定を行いました。

(注 2) 株式の割当比率

当行の普通株式 1 株に対して、八十二銀行の普通株式 2.54 株を割当て交付します。ただし、八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株（2022 年 12 月 31 日現在）については本件株式交換による割当ては行いません。

(注 3) 本件株式交換により八十二銀行が交付する新株式数（予定）

八十二銀行の普通株式 22,664,539 株（予定）

上記の普通株式数は、2022 年 12 月 31 日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856 株）

を基礎として、当行が発行している新株予約権の全て（５個）については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約書が承認されましたので、その発行要項等の定めに従って、その全てが権利行使され、当行の普通株式 500 株に転換されたため、当該 500 株を考慮した 9,259,356 株を前提として算出しております。ただし、本件株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数（184,309 株）は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022 年 12 月 31 日時点における八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、当行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、八十二銀行の交付する新株式数が変動することがあります。

（注４）単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本件株式交換により、１単元（100 株）未満の八十二銀行の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、八十二銀行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び八十二銀行の定款の規定に基づき、八十二銀行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、八十二銀行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

（注５）１株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付されるべき八十二銀行の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合、八十二銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

（４）本経営統合の日程

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 2022 年 9 月 28 日 | 基本合意書の締結（両行）              |
| 2023 年 1 月 20 日 | 取締役会決議日（両行）               |
| 2023 年 1 月 20 日 | 本株式交換契約書及び本経営統合契約書の締結（両行） |
| 2023 年 1 月 20 日 | 長野銀行臨時株主総会基準日公告日          |
| 2023 年 2 月 4 日  | 長野銀行臨時株主総会基準日             |
| 2023 年 3 月 24 日 | 長野銀行臨時株主総会開催              |
| 2023 年 5 月 29 日 | 長野銀行の株式の最終売買日             |
| 2023 年 5 月 30 日 | 長野銀行上場廃止日                 |
| 2023 年 6 月 1 日  | 本件株式交換の効力発生日              |

（注１）本経営統合の実行にあたっては、銀行法に基づく認可取得、及び「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく認可取得又は公正取引委員会への届出等が必要であり、これらの各種手続との関係で本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（注２）本件株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、八十二銀行の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当する予定です。

（注３）上記日程は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両行が協議し合意の上、変更されることがあります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 6,585 百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,311 百万円  |
| 危険債権額              | 11,609 百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 一百万円       |
| 貸出条件緩和債権額          | 1,962 百万円  |
| 合計額                | 16,883 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 4 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,024 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

|      |             |
|------|-------------|
| 預け金  | 2 百万円       |
| 有価証券 | 8,758 百万円   |
| 貸出金  | 109,478 百万円 |

担保資産に対応する債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 預金    | 297 百万円   |
| 借入金   | 1,200 百万円 |
| その他負債 | 278 百万円   |

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金 500 百万円及びその他資産 5,000 百万円を差し入れております。

子会社の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他の資産には、保証金 164 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,128 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 64,851 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,301 百万円  
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564 百万円  
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,629 百万円であります。  
9. 関係会社に対する金銭債権総額 7,398 百万円  
10. 関係会社に対する金銭債務総額 311 百万円  
11. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.29%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益  
資金運用取引に係る収益総額 77 百万円  
役務取引等に係る収益総額 33 百万円  
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 0 百万円  
関係会社との取引による費用  
資金調達取引に係る費用総額 5 百万円  
役務取引等に係る費用総額 70 百万円  
その他の取引に係る費用総額 115 百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

（1）子会社・子法人等及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種類  | 会社等の名称<br>または氏名  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合        | 関連当事者との関係         | 取引の内容         | 取引金額  | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------------|---------------------------|-------------------|---------------|-------|----|------|
| 子会社 | 長野カード株式会社<br>(注) | 所有<br>直接 95.0%<br>間接 0.0% | 当行ローンの保証<br>役員の兼任 | 当行ローンの保証      | 5,659 | —  | —    |
|     |                  |                           |                   | 債務保証履行に伴う代位弁済 | 30    | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 長野カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部ローンについては当行より支払っており、当行の支払額は 70 百万円であります。なお、取引条件については、商品ごとに信用リスク等を勘案し決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023 年 3 月 31 日現在)

|                            | 種類  | 貸借対照表<br>計上額 (百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------------|-----|--------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>るもの  | 国債  | —                  | —           | —           |
|                            | 地方債 | —                  | —           | —           |
|                            | 社債  | 5,131              | 5,178       | 46          |
|                            | その他 | 9,000              | 9,108       | 108         |
|                            | 小 計 | 14,131             | 14,286      | 154         |
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>ないもの | 国債  | —                  | —           | —           |
|                            | 地方債 | 9,668              | 8,986       | △ 682       |
|                            | 社債  | 17,204             | 16,847      | △ 357       |
|                            | その他 | 45,000             | 42,736      | △ 2,263     |
|                            | 小 計 | 71,873             | 68,569      | △ 3,303     |
| 合計                         |     | 86,005             | 82,856      | △ 3,149     |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023 年 3 月 31 日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

|            | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|----------------|
| 子会社・子法人等株式 | 1,027          |
| 関連法人等株式    | —              |
| 合計         | 1,027          |

これらについては、市場価格がないことから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの」には含めておりません。

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

|                              | 種類  | 貸借対照表<br>計上額（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|------------------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えるもの  | 株式  | 11,833            | 8,076         | 3,757       |
|                              | 債券  | 18,596            | 18,188        | 407         |
|                              | 国債  | 10,202            | 9,843         | 359         |
|                              | 地方債 | 3,051             | 3,042         | 9           |
|                              | 社債  | 5,341             | 5,302         | 38          |
|                              | その他 | 9,894             | 9,558         | 336         |
|                              | 小 計 | 40,324            | 35,823        | 4,501       |
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えないもの | 株式  | 1,308             | 1,361         | △ 53        |
|                              | 債券  | 93,026            | 98,098        | △ 5,072     |
|                              | 国債  | 10,626            | 11,438        | △ 811       |
|                              | 地方債 | 68,317            | 72,032        | △ 3,715     |
|                              | 社債  | 14,082            | 14,627        | △ 544       |
|                              | その他 | 111,356           | 120,863       | △ 9,506     |
|                              | 小 計 | 205,690           | 220,323       | △ 14,632    |
| 合計                           |     | 246,015           | 256,147       | △ 10,131    |

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

|        | 貸借対照表計上額（百万円） |
|--------|---------------|
| 非上場株式  | 1,219         |
| その他の証券 | 1,734         |
| 合計     | 2,954         |

組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

|     | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式  | 6,291        | 733              | △ 224            |
| 債券  | 54,237       | 345              | △ 532            |
| 国債  | 10,478       | 179              | —                |
| 地方債 | 40,000       | 152              | △ 488            |
| 社債  | 3,758        | 13               | △ 43             |
| その他 | 31,026       | 981              | △ 1,493          |
| 合計  | 91,554       | 2,060            | △ 2,250          |

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、169百万円（うち株式169百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合とし

ております。また、時価が取得原価に対し、30%以上 50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が 30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2023 年 3 月 31 日現在)

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 (百万円) |
|------------|-------------------|-----------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 953               | 8                           |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸倒引当金        | 1,806 百万円 |
| 退職給付引当金      | 127       |
| 減価償却費        | 79        |
| 有価証券評価損      | 221       |
| 子会社株式        | 70        |
| リース債務        | 197       |
| その他有価証券評価差額金 | 1,701     |
| その他          | 606       |
| 繰延税金資産小計     | 4,811     |
| 評価性引当額       | △ 1,892   |
| 繰延税金資産合計     | 2,918     |
| 繰延税金負債       |           |
| 前払年金費用       | △ 225     |
| リース資産        | △ 163     |
| その他          | △ 0       |
| 繰延税金負債合計     | △ 389     |
| 繰延税金資産の純額    | 2,528 百万円 |

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,234 円 80 銭

1 株当たりの当期純利益金額 116 円 99 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は 39 千株、1 株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 39 千株であります。

# 第 6 4 期 決 算 公 告

2023年6月27日

長野県松本市渚2丁目9番38号



株式会社 長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 現 金 預 け 金         | 76,832    | 預 金                       | 1,080,130 |
| 金 銭 の 信 託         | 953       | 借 用 金                     | 5,087     |
| 有 価 証 券           | 334,975   | 外 国 為 替                   | 0         |
| 貸 出 金             | 688,005   | そ の 他 負 債                 | 6,999     |
| 外 国 為 替           | 4,751     | 賞 与 引 当 金                 | 346       |
| リース債権及びリース投資資産    | 14,893    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 388       |
| そ の 他 資 産         | 8,518     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 13        |
| 有 形 固 定 資 産       | 8,736     | 役 員 株 式 給 付 引 当 金         | 82        |
| 建 物               | 2,263     | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 92        |
| 土 地               | 5,453     | 偶 発 損 失 引 当 金             | 105       |
| リ ー ス 資 産         | 537       | 支 払 承 諾                   | 1,409     |
| 建 設 仮 勘 定         | 47        | 負 債 の 部 合 計               | 1,094,655 |
| その他の有形固定資産        | 434       | (純資産の部)                   |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 608       | 資 本 金                     | 13,017    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 363       | 資 本 剰 余 金                 | 9,722     |
| リ ー ス 資 産         | 25        | 利 益 剰 余 金                 | 27,718    |
| その他の無形固定資産        | 218       | 自 己 株 式                   | △ 584     |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 790       | 株 主 資 本 合 計               | 49,873    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 2,563     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | △ 8,430   |
| 支 払 承 諾 見 返       | 1,409     | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 60        |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 6,409   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | △ 8,369   |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 1         |
|                   |           | 非 支 配 株 主 持 分             | 468       |
|                   |           | 純 資 産 の 部 合 計             | 41,973    |
| 資 産 の 部 合 計       | 1,136,628 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 1,136,628 |

# 連結損益計算書 ( 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで )

(単位 : 百万円)

| 科 目                     | 金 額    |        |
|-------------------------|--------|--------|
| 経 常 収 益                 |        | 21,433 |
| 資 金 運 用 収 益             | 10,991 |        |
| 貸 出 金 利 息               | 7,510  |        |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金       | 3,366  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息        | 4      |        |
| 預 け 金 利 息               | 105    |        |
| そ の 他 の 受 入 利 息         | 4      |        |
| 役 務 取 引 等 収 益           | 2,404  |        |
| そ の 他 業 務 収 益           | 6,986  |        |
| そ の 他 経 常 収 益           | 1,051  |        |
| 償 却 債 権 取 立 益           | 0      |        |
| そ の 他 の 経 常 費 用         | 1,050  |        |
| 経 常 費 用                 |        | 19,738 |
| 資 金 調 達 費 用             | 182    |        |
| 預 金 利 息                 | 114    |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息        | 0      |        |
| 借 用 金 利 息               | 30     |        |
| そ の 他 の 支 払 利 息         | 37     |        |
| 役 務 取 引 等 費 用           | 1,496  |        |
| そ の 他 業 務 費 用           | 7,107  |        |
| 営 業 経 費                 | 10,021 |        |
| そ の 他 経 常 費 用           | 930    |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 316    |        |
| そ の 他 の 経 常 費 用         | 614    |        |
| 経 常 利 益                 |        | 1,695  |
| 特 別 利 益                 |        | 2      |
| 固 定 資 産 処 分 益           | 2      |        |
| 特 別 損 失                 |        | 1      |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 1      |        |
| 減 損 損 失                 | 0      |        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 1,695  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 560    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △ 54   |        |
| 法 人 税 等 合 計             |        | 505    |
| 当 期 純 利 益               |        | 1,190  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益         |        | 16     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 1,174  |

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等                      2社

長野カード株式会社

株式会社ながぎんリース

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日                      2社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

### 会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物                      10年～50年

その他                      2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 8. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

#### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

#### 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

#### 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 12. 重要な収益及び費用の計上基準

##### ① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

##### ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘ

ッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行グループは、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。連結貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行グループの経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金            6,409 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①金額の算出方法

会計方針に関する事項「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

##### ②金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き1年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

##### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役(社外取締役を除く)に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度 77 百万円、39,500 株であります。

### (完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023 年 1 月 20 日開催の取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を 2023 年 6 月 1 日、株式会社八十二銀行(以下「八十二銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。)を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)による経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うことを決議し、両行は、2023 年 1 月 20 日付で、株式交換契約書(以下「本株式交換契約書」といいます。)及び経営統合契約書(以下「本経営統合契約書」といいます。)を締結いたしました。

### (1) 本件株式交換の相手会社についての事項

イ 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2022 年 9 月 30 日現在)

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 商号     | 株式会社八十二銀行                     |
| 本店の所在地 | 長野県長野市大字中御所字岡田178番地 8         |
| 代表者の氏名 | 取締役頭取 松下 正樹                   |
| 資本金の額  | 522億円                         |
| 純資産の額  | 8,515億円(連結)、7,725億円(単体)       |
| 総資産の額  | 11兆8,340億円(連結)、11兆7,599億円(単体) |
| 事業の内容  | 銀行業                           |

ロ 最近 3 年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位: 百万円)

| 決算期             | 2020年 3 月期 | 2021年 3 月期 | 2022年 3 月期 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 経常収益            | 163,637    | 152,604    | 151,349    |
| 経常利益            | 33,447     | 32,147     | 38,047     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 22,077     | 22,384     | 26,667     |

(単体)

(単位: 百万円)

| 決算期   | 2020年 3 月期 | 2021年 3 月期 | 2022年 3 月期 |
|-------|------------|------------|------------|
| 経常収益  | 123,004    | 111,588    | 111,915    |
| 経常利益  | 28,021     | 26,152     | 31,365     |
| 当期純利益 | 19,562     | 18,517     | 22,396     |

### (2) 本件株式交換の目的

両行は対等の精神で本件株式交換により本経営統合を行うことを前提とし、早期融和を実現するとともに、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供します。

(3) 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

イ 本件株式交換の方法

八十二銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本件株式交換は、八十二銀行については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定であり、また、当行については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において承認されております。

ロ 本件株式交換に係る割当の内容

|                      | 八十二銀行<br>(株式交換完全親会社)        | 長野銀行<br>(株式交換完全子会社) |
|----------------------|-----------------------------|---------------------|
| 本件株式交換に係る<br>割当比率    | 1                           | 2.54                |
| 本件株式交換により<br>交付する株式数 | 八十二銀行の普通株式：22,664,539 株（予定） |                     |

(注 1) 株式の割当比率算定の概要

本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、八十二銀行は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、当行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、八十二銀行の普通株式については、八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

大和証券は、八十二銀行については八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM 法による算定を行いました。

(注 2) 株式の割当比率

当行の普通株式 1 株に対して、八十二銀行の普通株式 2.54 株を割当て交付します。ただし、八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株（2022 年 12 月 31 日現在）については本件株式交換による割当ては行いません。

(注 3) 本件株式交換により八十二銀行が交付する新株式数（予定）

八十二銀行の普通株式 22,664,539 株（予定）

上記の普通株式数は、2022 年 12 月 31 日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856 株）を基礎として、当行が発行している新株予約権の全て（5 個）については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約書が承認されましたので、その発行要項等の定めに従って、その全てが権利行使され、当行の普通株式 500 株に転換されたため、当該 500 株を考慮した 9,259,356 株を前提として算出しております。ただし、本件株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数（184,309 株）は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022 年 12 月 31 日時点における八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、当行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の 2022 年 12 月 31 日時点に

おける自己株式数が基準時までに変動した場合は、八十二銀行の交付する新株式数が変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本件株式交換により、1単元(100株)未満の八十二銀行の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、八十二銀行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び八十二銀行の定款の規定に基づき、八十二銀行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、八十二銀行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付されるべき八十二銀行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、八十二銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

(4) 本経営統合の日程

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 2022年9月28日 | 基本合意書の締結(両行)              |
| 2023年1月20日 | 取締役会決議日(両行)               |
| 2023年1月20日 | 本株式交換契約書及び本経営統合契約書の締結(両行) |
| 2023年1月20日 | 長野銀行臨時株主総会基準日公告日          |
| 2023年2月4日  | 長野銀行臨時株主総会基準日             |
| 2023年3月24日 | 長野銀行臨時株主総会開催              |
| 2023年5月29日 | 長野銀行の株式の最終売買日             |
| 2023年5月30日 | 長野銀行上場廃止日                 |
| 2023年6月1日  | 本件株式交換の効力発生日              |

(注1) 本経営統合の実行にあたっては、銀行法に基づく認可取得、及び「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく認可取得又は公正取引委員会への届出等が必要であり、これらの各種手続との関係で本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(注2) 本件株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、八十二銀行の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当する予定です。

(注3) 上記日程は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両行が協議し合意の上、変更されることがあります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に6,585百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,342 百万円  |
| 危険債権額              | 11,732 百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 一百万円       |
| 貸出条件緩和債権額          | 1,962 百万円  |
| 合計額                | 17,037 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,024百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

|      |             |
|------|-------------|
| 預け金  | 2 百万円       |
| 有価証券 | 8,758 百万円   |
| 貸出金  | 109,478 百万円 |

担保資産に対応する債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 預金    | 297 百万円   |
| 借入金   | 1,200 百万円 |
| その他負債 | 278 百万円   |

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及びその他資産5,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金346百万円、保証金164百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、78,106百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが62,701百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行

申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,641 百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,629 百万円であります。

9. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.71%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6 百万円及び債権売却損1 百万円を含んでおります。

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、為替業務及び有価証券投資などの銀行業務を中心とした金融サービス業務を行っております。公共性の高いこれらの銀行業務を行うにあたり、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たすこと」、「環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、持続的成長を図ること」、「『めざす銀行像』の実現に向けて果敢に挑戦し、企業価値の向上を図ること」などを経営計画の基本方針に掲げております。

当行グループの金融資産及び金融負債には、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）、流動性リスク等があります。

当行グループは、貸出金（資産）の健全性を維持・向上させ、適正な収益の確保を図るため、適切な信用リスク管理に努めております。また、金融経済環境の変化により発生する市場リスク、流動性リスクを回避し、収益の安定的な確保を図るため、資産及び負債を総合的に管理（ALM）しております。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金及び有価証券であります。当行グループの貸出金は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損害を被る信用リスクに晒されています。当行グループの貸出金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先に対する貸出金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における貸出金のうち87%は長野県内での貸出金であります。このため、当行グループが主たる営業基盤としている長野県の景気動向によっては、信用リスクが高まる可能性があります。また、業種別貸出状況では、各種サービス業、製造業、卸・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、信用リスクが高まる可能性があります。

当行グループの保有する有価証券は、債券、株式、外国債券及び投資信託などであり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的などで保有しております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等）に晒されています。

当行グループが保有する主な金融負債は、預金であります。当行グループの預金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先からの預金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における預金のうち98%は長野県内での預金であります。預金は、金利リスク及び流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されています。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等、金利関連では金利スワップ取引等であります。当行グループは、外貨建債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を行っており、また、固定金利の貸出金等について将来の市場金利の変動による影響を一定の範囲に限定する目的で、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引については、デリバティブ取引を利用して、貸出金利息等をヘッジ対象とするヘッジ取引を行っておりますが、このヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っており、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動によって発生する市場リスクや、契約相手先に対する信用リスクを内包しています。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等に基づき信用リスクを管理しております。信用リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 信用リスクに関する事項を協議するため、信用リスク委員会を設置し、信用リスク委員会規程に基づき信用リスク委員会を運営しております。

ロ 信用リスク管理の担当部署を融資統括部及び市場運用部とし、管理部門を融資統括部としております。

ハ 信用リスクを適切に管理するため、営業推進部門と信用リスク管理部門を分離するほか、与信監査部門による与信管理状況の監査を実施して、相互牽制機能を確保する体制としております。

ニ 貸出金等の信用供与について、大口与信先管理、業種別与信管理、地域別与信管理の手法により、与信ポートフォリオ管理を行っており、与信ポートフォリオ管理について定期的に信用リスク委員会に報告しております。

ホ 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付を実施しております。また、信用格付に基づいた、信用リスク計測モデルにより、定期的に信用リスク量を計測、把握し、ポートフォリオ管理等の信用リスク管理を実施しております。

ヘ デリバティブ取引については、カウンターパーティリスクを軽減するために、一定以上の格付を持つ金融機関との取引としております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき市場リスクを管理しております。市場リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 市場リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ ALM委員会では、金利及び為替予測に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 市場リスク管理の管理部門を市場運用部としております。

ニ 市場リスクを適切に管理するため、市場リスク管理部門である市場運用部を、市場担当（フロントオフィス）、事務管理担当（バックオフィス）、市場リスク管理担当（部内ミドル）に職責を分離し、またリスク統括部リスク管理課をミドルオフィスとして相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針に基づき、当行の内部環境（リスク・プロファイル、限度額の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、取締役会等へ報告しております。

ヘ デリバティブ取引については、その利用目的及び種類等をリスク管理規程に定め、また、取引限度額、取引手続き等を制定の上、当該取引を行っております。また、デリバティブ取引の契約は、ALM委員会において策定された基本方針等に基づき行っており、その結果は、毎月行われるALM委員会に報告することとしております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 流動性リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ ALM委員会では、資金の運用及び調達に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 流動性リスク管理の管理部門を市場運用部及びリスク統括部としております。

ニ 流動性リスクを適切に管理するため、資金繰り管理部門を市場運用部、流動性リスク管理部門をリスク統括部、リスク監査部門を監査部と明確に区分し、相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針に基づき、資金繰り管理部門からの報告、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングを行い、取締役会等へ報告しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注 1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 金銭の信託        | 953            | 953       | —      |
| (2) 有価証券         |                |           |        |
| 満期保有目的の債券        | 86,005         | 82,856    | △3,149 |
| その他有価証券          | 246,015        | 246,015   | —      |
| (3) 貸出金          | 688,005        |           |        |
| 貸倒引当金（＊1）        | △6,212         |           |        |
|                  | 681,792        | 680,693   | △1,099 |
| 資産計              | 1,014,767      | 1,010,518 | △4,248 |
| (1) 預金           | 1,080,130      | 1,080,133 | 3      |
| (2) 借入金          | 5,087          | 5,085     | △1     |
| 負債計              | 1,085,217      | 1,085,219 | 2      |
| デリバティブ取引（＊2）     |                |           |        |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (1)            | (1)       | —      |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | —              | —         | —      |
| デリバティブ取引計        | (1)            | (1)       | —      |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区分              | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------|------------|
| ① 非上場株式（＊1）（＊2） | 1,219      |
| ② その他の証券（＊3）    | 1,734      |
| 合計              | 2,954      |

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について 81 百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                       | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超     |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預け金                   | 65,600  | —           | —           | —           | —       |
| コールローン及び買入手形          | —       | —           | —           | —           | —       |
| 有価証券                  |         |             |             |             |         |
| 満期保有目的の債券             | 1,403   | 7,248       | 7,083       | 7,127       | 63,220  |
| その他有価証券のうち<br>満期があるもの | 15,109  | 8,995       | 4,204       | 13,748      | 187,936 |
| 貸出金(※)                | 99,374  | 121,882     | 107,047     | 71,609      | 219,968 |
| 外国為替                  | 4,751   | —           | —           | —           | —       |
| 合計                    | 186,238 | 138,125     | 118,334     | 92,485      | 471,125 |

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,034百万円(個別貸倒引当金控除前)、期間の定めのないもの53,089百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 預金(※) | 959,083 | 116,433     | 4,613       | —           | —   |
| 譲渡性預金 | —       | —           | —           | —           | —   |
| 借入金   | 4,327   | 573         | 186         | —           | —   |
| 外国為替  | 0       | —           | —           | —           | —   |
| 合計    | 963,411 | 117,006     | 4,799       | —           | —   |

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

|                | 時価     |         |       |         |
|----------------|--------|---------|-------|---------|
|                | レベル1   | レベル2    | レベル3  | 合計      |
| 金銭の信託          | —      | 953     | —     | 953     |
| 有価証券(其他有価証券)   |        |         |       |         |
| 株式             | 13,141 | —       | —     | 13,141  |
| 国債             | 20,829 | —       | —     | 20,829  |
| 地方債            | —      | 71,368  | —     | 71,368  |
| 社債             | —      | 19,424  | —     | 19,424  |
| 投資信託           | 3,570  | 116,679 | —     | 120,250 |
| その他            | —      | —       | 1,001 | 1,001   |
| デリバティブ取引       |        |         |       |         |
| 通貨関連取引         | —      | 0       | —     | 0       |
| 資産計            | 37,541 | 208,426 | 1,001 | 246,969 |
| デリバティブ取引       |        |         |       |         |
| 通貨関連取引         | —      | 0       | —     | 0       |
| クレジット・デリバティブ取引 | —      | —       | 1     | 1       |
| 負債計            | —      | 0       | —     | 2       |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

|                 | 時価   |           |         |           |
|-----------------|------|-----------|---------|-----------|
|                 | レベル1 | レベル2      | レベル3    | 合計        |
| 有価証券(満期保有目的の債券) |      |           |         |           |
| 地方債             | —    | 8,986     | —       | 8,986     |
| 社債              | —    | 17,163    | 4,861   | 22,025    |
| その他             | —    | 10,397    | 41,447  | 51,844    |
| 貸出金             | —    | —         | 680,693 | 680,693   |
| 資産計             | —    | 36,547    | 727,002 | 763,549   |
| 預金              | —    | 1,080,133 | —       | 1,080,133 |
| 借入金             | —    | 5,085     | —       | 5,085     |
| 負債計             | —    | 1,085,219 | —       | 1,085,219 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

##### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

##### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

##### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権

等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

| 区分             | 評価技法     | 重要な観察できない<br>インプット | インプットの<br>範囲 | インプットの<br>加重平均 |
|----------------|----------|--------------------|--------------|----------------|
| デリバティブ取引       |          |                    |              |                |
| クレジット・デリバティブ取引 | 割引現在価値技法 | 倒産確率               | 0.0%—7.4%    | 1.9%           |

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

|                | 期首残高   | 当期の損益又はその他の包括利益 |                  | 購入、売却、発行及び決済の純額 | レベル 3 の時価への振替 | レベル 3 の時価からの振替 | 期末残高   | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※) 1 |
|----------------|--------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|----------------|--------|----------------------------------------------------|
|                |        | 損益に計上(※) 1      | その他の包括利益に計上(※) 2 |                 |               |                |        |                                                    |
| 有価証券           |        |                 |                  |                 |               |                |        |                                                    |
| 仕組債            | 1, 004 | —               | △3               | —               | —             | —              | 1, 001 | —                                                  |
| デリバティブ取引       |        |                 |                  |                 |               |                |        |                                                    |
| クレジット・デリバティブ取引 | △5     | 3               | —                | —               | —             | —              | △1     | 3                                                  |

(\* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(\* 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 倒産確率

クレジット・デリバティブ取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                     | 報告セグメント |       | 合計     |
|---------------------|---------|-------|--------|
|                     | 銀行業務    | リース業務 |        |
| 預金・貸出業務             | 1,252   | —     | 1,252  |
| 証券関連業務              | 32      | —     | 32     |
| 為替業務                | 389     | —     | 389    |
| 代理業務                | 207     | —     | 207    |
| 投資信託販売関係業務          | 199     | —     | 199    |
| 保険販売関係業務            | 320     | —     | 320    |
| その他                 | 108     | —     | 108    |
| 顧客との契約から生じる収益       | 2,510   | —     | 2,510  |
| その他の収益              | 13,480  | 5,442 | 18,922 |
| 外部顧客に対する経常収益<br>(注) | 15,991  | 5,442 | 21,433 |

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(ストック・オプション等関係)

- 1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。
- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
  - (1) スtock・オプションの内容

|                        | 2015 年ストック・オプション               |
|------------------------|--------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当行の取締役（社外取締役を除く）8 名            |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 13,700 株                  |
| 付与日                    | 2015 年 7 月 31 日                |
| 権利確定条件                 | 権利確定条件は定めていない。                 |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間は定めていない。                 |
| 権利行使期間                 | 2015 年 8 月 1 日～2040 年 7 月 31 日 |

（注）株式数に換算して記載しております。

- (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況
  - ①ストック・オプションの数

|          | 2015 年ストック・オプション |
|----------|------------------|
| 権利確定前    |                  |
| 前連結会計年度末 | 500 株            |
| 付与       | —                |
| 失効       | —                |
| 権利確定     | —株               |
| 未確定残     | 500 株            |
| 権利確定後    |                  |
| 前連結会計年度末 | —                |
| 権利確定     | —株               |
| 権利行使     | —株               |
| 失効       | —                |
| 未行使残     | —                |

②単価情報

|                | 2015 年ストック・オプション |
|----------------|------------------|
| 権利行使価格         | 10 円             |
| 行使時平均株価        | —円               |
| 付与日における公正な評価単価 | 2,210 円          |

（注）1 株あたりに換算して記載しております。

- 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法  
当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。
- 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,593 円 79 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 129 円 97 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は 39 千株、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 39 千株であります。